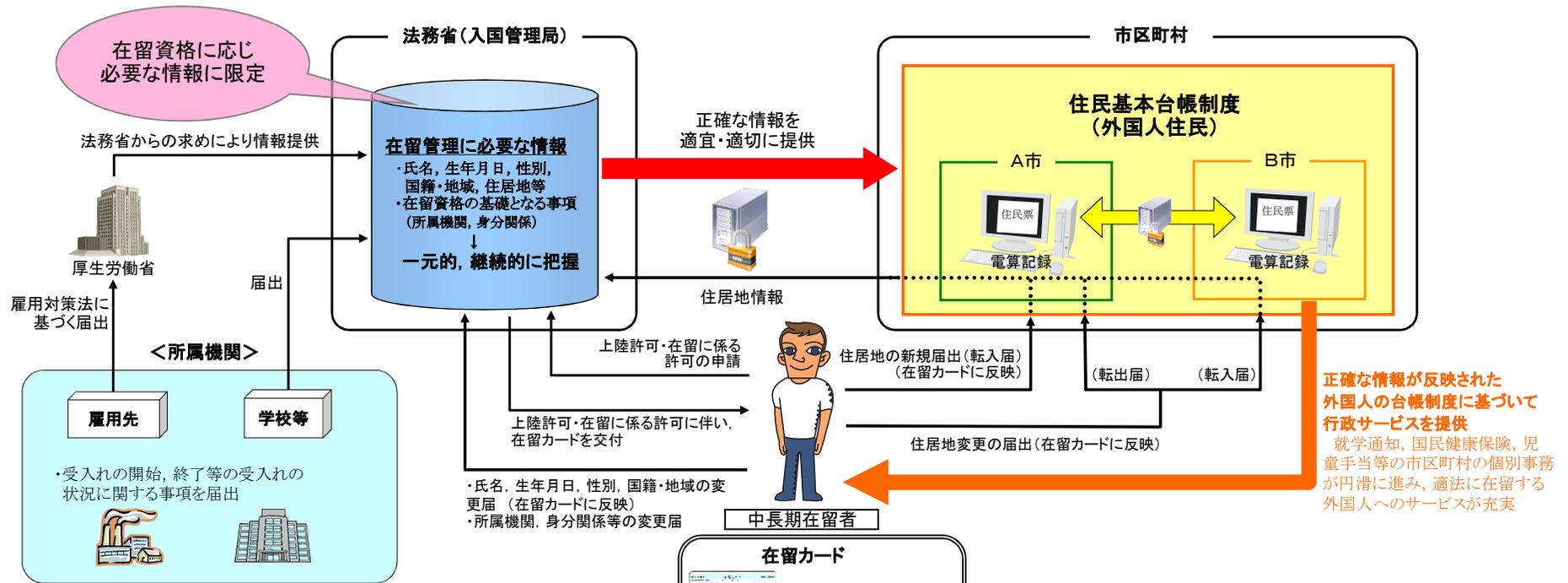


# 在留管理制度について



## 届出事項についての事実の調査

- ・関係人に対する出頭要求, 質問, 文書提示要求
- ・公務所又は公私の団体への照会



## 在留資格取消制度の整備

- ・虚偽の住居地を届け出たことや, 正当な理由がないのに, 配偶者の身分を有する者としての活動を継続して6月以上行わないで在留していること等を取消事由に追加



## 在留カードの社会的信用性を保護するための措置

- ・在留カード偽造行為等に対する罰則の整備
- ・在留カード偽造行為等の退去強制事由への追加



## 在留期間の上限伸長

- ・3年→5年



## 再入国許可の緩和

- ・有効な旅券及び在留カードを所持する外国人は, 原則として, 1年以内の出国については再入国許可不要(みなし再入国許可)
- ・長期出国の場合, 再入国許可を要するが, 許可の有効期間を伸長(3年→5年)



**適法に在留する外国人の利便性増大**

# 在留管理制度の対象

## 在留管理制度の対象

在留管理制度の対象は、入管法上の在留資格をもって我が国に中長期間在留する外国人(以下「**中長期在留者**」という。)で、具体的には次の①から⑥のいずれにもあてはまらない者

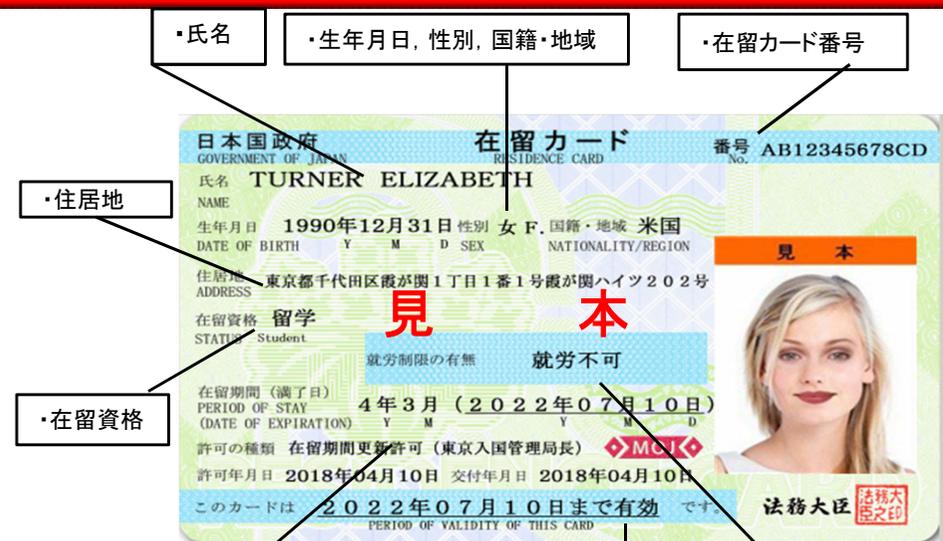
- ① 「3月」以下の在留期間が決定された者
- ② 「短期滞在」の在留資格が決定された者
- ③ 「外交」又は「公用」の在留資格が決定された者
- ④ ①から③の外国人に準ずるものとして法務省令※で定めるもの
- ⑤ 特別永住者
- ⑥ 在留資格を有しない者

※ 法務省令には、「特定活動」の在留資格が決定された、台湾日本関係協会(旧:亜東関係協会)の本邦の事務所若しくは駐日パレスチナ総代表部の職員又はその家族が定められている。

## 在留カードとは

- 在留カードは、新規の上陸許可、在留資格の変更許可等の**在留に係る許可に伴い中長期在留者となる者に交付**され、法務大臣が我が国に適法に中長期間在留する者であることを証明する「**証明書**」としての性格を有するとともに、その交付は従来の旅券になされる各種許可の要式行為としての証印等に替わる「**許可証**」としての性格を有している。
- 在留カードには、氏名、生年月日、性別、国籍・地域、住居地、在留資格、在留期間、就労制限の有無など、**法務大臣が把握する情報の重要部分が記載され、記載事項に変更が生じた場合には変更の届出を義務付けており、常に最新の情報が反映される。**
- 16歳以上の中長期在留者には、在留カードの常時携帯義務が課されている。
- 在留カードは、地方入国管理官署で交付される。

在留外国人数と在留カード交付件数の推移



・氏名

・生年月日, 性別, 国籍・地域

・在留カード番号

・住居地

・在留資格

・就労制限の有無

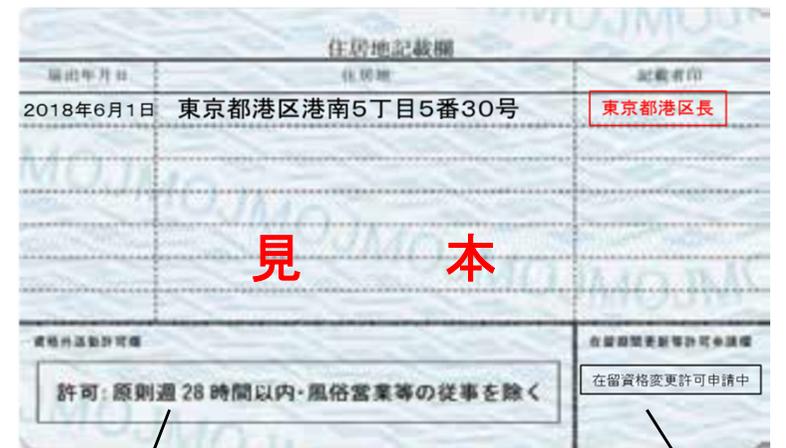
・許可の種類

・許可年月日

・交付年月日

・在留期間及び在留期間の満了日

・在留カードの有効期間の満了日



・資格外活動許可の概要

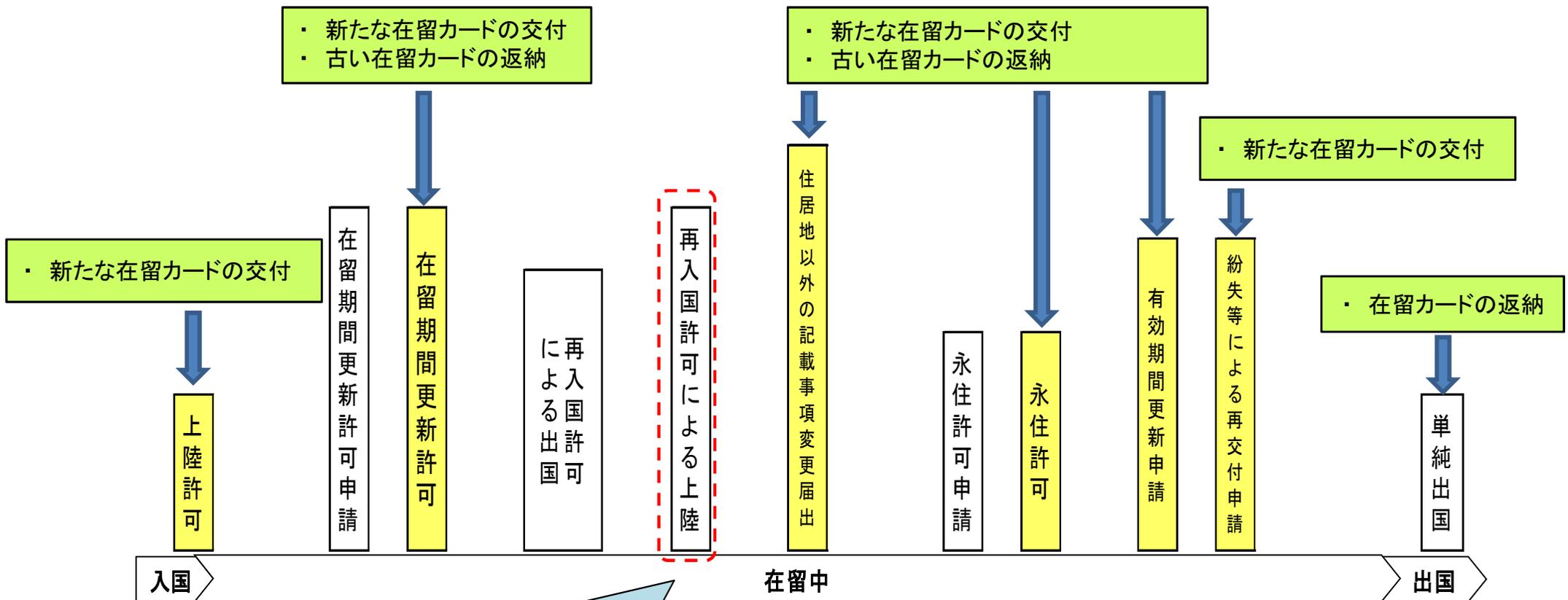
・在留期間更新許可申請中又は在留資格変更許可申請中である旨

# 在留カードについて

## 在留カードの交付 (入管法第19条の6, 第19条の10, 第19条の11, 第19条の12, 第19条の13)

在留カードを交付する場合

- ① 新規上陸許可・・・「上陸許可」を受けて中長期在留者となった場合
- ② 在留に関する許可・・・「在留期間更新許可」「在留資格変更許可」「在留資格取得許可」「永住許可」「在留特別許可」を受けて中長期在留者となった場合
- ③ その他・・・「住居地以外の記載事項変更届出」「有効期間の更新申請」「紛失等による再交付申請」「汚損等による再交付申請」があった場合



出国前の在留資格及び在留期間が継続しているため、再入国許可による入国では在留カードは交付されない。

# 在留カード発行に関する契約の状況

## 在留カード発行に関する契約

- ・現行の在留管理制度の導入に際し、平成23年、在留カードを発行するためのICカード等(関連消耗品含む。)及びICカードプリンタの調達を実施。調達に当たっては、事前の評価テストで要求仕様を満たした事業者を対象に、技術点及び価格点による総合評価落札方式の一般競争入札を実施。
- ・調達における要求仕様では、在留カードの偽変造防止対策に関し、在留管理制度の導入に伴い廃止された外国人登録制度の下で発行されていた「外国人登録証明書」と同水準の偽変造防止対策(ホログラム、UVインク、パールインクの採用等)を施すことを要求。
- ・平成23年7月15日に落札事業者と契約締結。

### 【契約内容】

- ICカード等消耗品契約単価:340円(税抜)
- ICカードプリンタ月額借料(53か月の賃貸借を前提とした保守付きリース):24,711円(税抜)
- ・その後のICカード等消耗品及びICカードプリンタの調達については、最初に契約を行った事業者との随意契約(性質随契)となっている。

## 要求仕様

### 【ICカード等消耗品(在留カード等)】

- ・情報セキュリティ対策  
不正な読み出し・書き換えに対応したICチップの搭載
- ・偽変造防止対策  
外国人登録証明書と同水準の偽変造防止対策を施すこと
- ・ICカード等消耗品の構成要素  
ICカード(プレ印刷後)、ホログラム、インクリボン



### 【ICカードプリンタ】

- ・外形寸法  
650mm×400mm×600mm以内とすること
- ・印刷速度  
印刷データ転送から発行完了まで40秒以内であること
- ・偽変造防止対策  
ICカードプリンタにて対策できる機能を有すること



## 随意契約となっている理由

- ・導入当初に採用した偽変造防止対策の維持が必要。
- ・そのためには、現行受託事業者が独自に開発した特許技術等を有するICカード等消耗品及びICカードプリンタが必要不可欠。
- ・仕様を一般競争入札に付すことにより偽変造防止対策が無力化するおそれ。

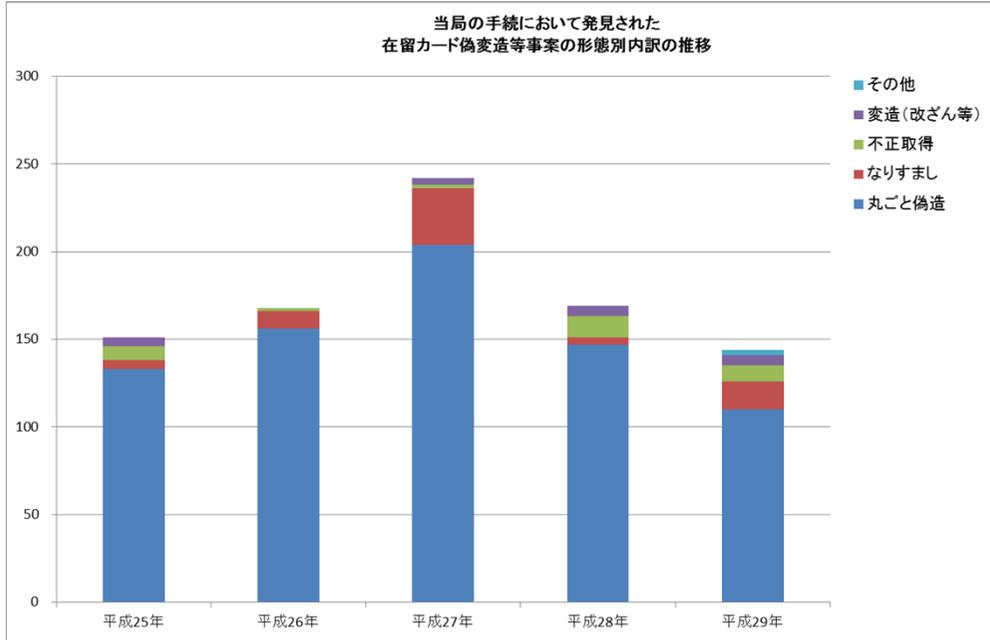
### 【参考】

- |                                     |   |
|-------------------------------------|---|
| 平成29年度ICカード等消耗品契約単価:339円(税抜)        | 平成29年度ICカードプリンタ月額借料(保守付き再リース):13,977円(税抜) |
| 平成29年度ICカード等消耗品執行額:470,464,200円(税込) | 平成29年度ICカードプリンタ執行額:95,636,592円(税込)        |
| 平成30年度ICカード等消耗品予算額:488,271,000円(税込) | 平成30年度ICカードプリンタ予算額:112,480,000円(税込)       |

# 偽変造在留カードの発見状況等について

## 当局の手續において発見された在留カード偽変造等事案について

- ◆ 平成24年7月から同29年末までに当局の手續において偽変造在留カードや在留カードの不正使用が発見された件数は累計で877件。
- ◆ 平成29年中の発見件数は144件。形態別では在留カードの丸ごと偽造が110件で最も多く（全体の76.4%）、次いで、なりすまし16件、不正取得9件及び変造（改ざん等）6件の順となっている。
- ◆ 平成24年7月以降、ICチップが偽造された事案は確認されていない。



	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	
					(前年比)	構成比
丸ごと偽造	133	156	204	147	110 (-25.2%)	76.4%
なりすまし	5	10	32	4	16 (300.0%)	11.1%
不正取得	8	2	2	12	9 (-25.0%)	6.3%
変造(改ざん等)	5	0	4	6	6 (±0%)	4.2%
その他	0	0	0	0	3 (-)	2.1%
合計	151	168	242	169	144 (-14.8%)	100.0%

(注)構成比(%)は表示桁数未満を四捨五入してあるため、必ずしも合計が100%とはならない。

## 外部機関からの在留カード鑑識依頼件数

- ◆ 平成29年中に、警察及び税関から、当局の偽変造文書対策室（注）に対してなされた在留カード鑑識依頼件数は201件であり、そのうちの144件について、偽変造である旨回答している。

	平成25年				平成26年				平成27年				平成28年				平成29年			
	依頼件数	うち偽変造枚数	偽変造態様		依頼件数	うち偽変造枚数	偽変造態様		依頼件数	うち偽変造枚数	偽変造態様		依頼件数	うち偽変造枚数	偽変造態様		依頼件数	うち偽変造枚数	偽変造態様	
			丸ごと偽造	変造(改ざん等)																
鑑識依頼件数	86	68	68	0	145	104	104	0	200	149	148	1	187	146	144	2	201	144	142	2

(注)旅券、査証等の文書の鑑識並びに偽変造文書に係る情報の収集及び分析等を行う部署で、成田空港支局、羽田空港支局、中部空港支局及び関西空港支局に設置されている。

# 在留カードとその他の個人識別カードの比較 (例：マイナンバーカード)

## 入管法



### 【中長期在留者の在留管理制度】

在留資格をもって我が国に中長期間在留する外国人を対象として、法務大臣が在留管理に必要な情報を正確かつ継続的に把握・管理するもの。

### 【在留カード】

- 我が国に適法に中長期間在留する者であることを証明する「証明書」, その交付が在留に係る各種許可となる「許可証」としての2つの性格
- 氏名, 生年月日等の法務大臣が把握する情報の重要部分を記載
- 中長期在留者に羈束的に交付。16歳以上の者には常時携帯義務
- 交付手数料は無料(再交付を含む。\*交換希望による場合を除く。)

【記載事項等】 ※ 搭載されているICチップに下記の記載事項の一部が記録される

#### (表面)

- 在留カード番号, 国籍・地域, 氏名, 生年月日, 性別, 住居地, 写真(16歳以上)
- 在留資格, 就労制限の有無, 在留期間, 在留期間満了日
- 許可の種類, 許可年月日, 交付年月日, 在留カードの有効期間満了日

#### (裏面)

- 資格外活動許可の概要
- 在留期間更新許可申請又は在留資格変更許可申請中である旨

### 【在留カード番号】

- 在留カード作成時に採番
- 交付ごとに新たな番号を使用(国会附帯決議)
- 個人情報保護関連法令の範囲内での利用が可能

## マイナンバー法



### 【マイナンバー制度】

- 個人番号の有する特定の個人を識別する機能を活用し, 複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用され, 「行政事務の効率化」, 「国民の利便性の向上」, 「公平・公正(公正な給付と負担の確保)な社会」を実現する。
- 社会保障, 税, 災害対策の3分野での利用  
※ 預金口座, 医療, 公営住宅等に利用範囲が拡大

### 【マイナンバーカード】

- 住民基本台帳に登録されている者の申請(任意)により, 市町村が交付
- マイナンバー(個人番号)の確認と身分確認が1枚で可能
- 交付手数料は無料(再交付は有料)

【記載事項等】 ※ 搭載されているICチップに下記事項に加え, 総務省令及び条例で定めた事項等が記録される。

(表面): 氏名(通称), 住所, 生年月日, 性別, マイナンバーカードの有効期間満了日, 写真

(裏面): 個人番号(マイナンバー)

### 【マイナンバー】

- 住民票に住民票コードを記載したときは, 速やかに個人番号を指定し, その者に対し通知カードにより通知
- 漏えいして不正に用いられるおそれがあると認められる場合を除き, 自由に変更することはできず, 生涯同一の番号を使用
- 利用範囲: 情報連携の範囲を法律に規定し, 目的外利用を禁止  
→ 取得・利用・提供・保管・安全管理などに一定のルール  
→ 法律に定める場合を除き, 収集・保管は禁止